

「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施業務 仕様書

委託者（群馬県）と受託者が実施する「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施業務の仕様を次のとおり定める。

※本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と協議の上で決定する。

1. 業務名称

「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施業務

2. 業務の趣旨・目的

群馬県は「リトリートの聖地」となることを目指し、これまでにリトリート推進事業を展開してきた。県内には全国有数の温泉地があり、関連性の強いサウナ文化との連携による温泉文化の更なる発信力強化に向けた機運が高まっている。

また、県内には、全国屈指の優れた技術力と品質の高さを誇る繊維産地があり、その他にも、食品・木工・工芸品など、ものづくりを行う中小事業者が集積している。一方で、モノや情報に溢れる現在の市場においては、差別化を図ることが課題となっている。

そこで、本事業では、「リトリート」という新たな視点から県内地場産業を再編集し、サウナ・スパ関連商品等の開発支援をとおして、従来とは一線を画す新たな県内地場産業の一面を発信し、県内繊維産地及び地場産業の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務内容

委託する業務内容は以下のとおりとし、受託者はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打ち合わせ事項等を踏まえ、以下の取組を実施することとする。

なお、業務実施にあたり必要と思われる事項について、この仕様書に定めのない場合は、別途協議して決定する。

（1）事業全体の制度設計等

事業全体の計画、事業スケジュールを設計すること。

（2）事務局の設置

・事業運営にあたり事務局を設置し、以下の役割を担う人員を配置すること。

ア プロデューサー 1名

- ・事業統括責任者
- ・事業のトータルコーディネーター
- ・事業を遂行する上で必要な連絡・調整

イ マネージャー 1名

- ・プロデューサーのサポート

ウ デザイナー 1名以上

- ・事業を遂行する上で必要なデザイン全般についての企画、作成、相談・助言等

・その他に必要な人員について提案がある場合は、県と協議の上、設置する。

(3) マッチング・共同事業体（以下、「チーム」という）の結成

(定義)

- ・本事業においてチームとは、県内中小事業者、大学生、サウナ・スパ関連事業者・愛好家等のうち2者以上から構成される共同事業体のことをいう。

(内容)

- ・県内中小事業者、大学生、サウナ・スパ関連事業者・愛好家等を対象に、参加者の募集を行うこと。なお、チームでの参加申込も認めるものとする。
- ・また、参加者の募集にあたり説明会を開催し、事業内容や期待できる成果について、説明会参加者に説明すること。
- ・説明会開催後、参加者のマッチングをとおして、3チーム程度結成すること。
- ・最終的なチーム編成は県と協議の上、決定する。

(4) 開発支援

- ・参加チームを対象に、サウナ・スパ関連商品についてデザイナーや専門家等の派遣を行い、商品開発に関する支援を行うこと。
- ・対象商品の分類については以下のとおりとする。
 - ア 繊維製品
 - イ その他、以下に掲げるものを想定する。
 - 食品、飲料品、健康・美容製品 等
- ・参加チームがマーケティング（調査・販売戦略）策定やターゲット、価格帯設定等を行うにあたり、必要なノウハウを習得するためのセミナー・勉強会を3回程度実施すること。
- ・参加チームに対して、以下に例示するような具体的な支援を実施すること。
 - ア 他商品及び類似商品との差別化を図るために必要なコンセプトの考案等
 - イ 開発商品のブラッシュアップ
 - ウ 商品開発に活かすための県内温浴施設、ホテル・旅館施設、サウナ施設関係者等との意見交換の場の設定
 - エ その他参加チームの求めに応じた相談や助言等
- ・なお、商品開発の際の製造場所及び原材料の調達先については、群馬県内を優先すること。
- ・別紙「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」材料費等支給要領に基づき、参加チームに対し、開発に必要な材料費、外注加工費等について支給を行うこと。

(5) デザイン支援

- ・参加チームに対して、以下に例示するような具体的な支援を実施すること。
 - ア 開発商品のネーミングやデザインの考案
 - イ その他デザイン全般における助言や相談等への対応

(6) 販路開拓

- ・県内温浴施設、ホテル・旅館施設、サウナ施設等との連携により、開発商品の効果的なPRのためのテストマーケティングの機会、交流の機会などを設けること。
- ・「東京ギフトショー春2025」に群馬県ブースとして出展し、テストマーケティングを行うこと。また、出展にあたり、出展の申込、ブースの設営・装飾等の手続きを行うこと。

(出展チームについて)

- ・出展チーム数は5チーム程度とし、本事業により結成したチームの他、「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業（令和5年度よつばプロジェクト）」参加チームの応募も認めるものとする。
- ・出展チームの選定にあたっては、県と協議の上決定する。

(参加負担金について)

- ・出展にあたり、出展チームから1チームあたり12万円（計60万円）の参加負担金を徴収する。

(ブースの設営・装飾等について)

- ・出展チームの開発商品を効果的にアピールできる装飾デザインとすること。
- ・出展者および来客者が展示台周辺で商談出来るよう十分なスペースを確保し、他の来客者が回遊出来るような配置とすること。
- ・上記以外については、適宜県と相談すること。
- ・テストマーケティングの結果分析による商品等の改善指導や今後の展開・戦略等の助言、テストマーケティング後のフォローアップ等を実施すること。

(7) 情報発信・ブランディング

- ・開発商品の魅力発信や認知度向上のために、効果的な取り組みを行うこと。
- ・本事業の情報発信を行うため、以下について実施すること。
 - ア 多様なツール（特設サイト・YouTubeチャンネル、PRTIMES等）による商品紹介や事業進捗、イベント情報等の発信
 - イ 以下について記載した専門家監修の電子パンフレットの作成
事業紹介、参加チーム紹介、開発商品紹介、サウナ入浴による効果（健康等）、サウナの医学的に正しい入浴法、サポーター（協賛企業）の施設情報等
- ・地域ブランド展開についても検討すること。

(8) 成果発表会

- ・本事業の取組を広く発信するとともに、開発商品の販路開拓につなげるため、主に県内温浴施設関係者及び県内ホテル旅館関係者、県内サウナ施設関係者を対象とした成果発表会を開催すること。
- ・開発商品の魅力が効果的に伝わる方法（試食、展示、交流等）により行うこと。
- ・また、県内サウナ・スパ産業の需要を喚起するための取り組み（専門家によるセミナー、有識者によるトークセッション等）を併せて行うこと。

(9) その他の独自提案

- (1) から (8) 以外に本事業の趣旨・目的に合致する取組があれば実施すること。

4. 委託にかかる事項

(1) 事業期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

(2) 委託費の内容

委託費の内容は以下に例示するとおりとする。

ア 人件費

本業務を遂行するにあたり必要な人件費

イ 事業費

本業務に係る必要な活動経費（材料費、外注加工費、メディア掲載費、企画・編集費、旅費、使用料、消耗品費、報償費等）

ウ 管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費。活動経費の合計の1割を上限とする。

エ 消費税及び地方消費税

それぞれの経費については消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。ただし、免税事業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載すること。

（3）委託費の留意事項

- ・本委託事業は、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用して実施するため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。
- ・確定検査により経理書類等の確認を行うため、事業に要した費用はすべて領収書等により保存しておくこと。
- ・委託費の支払いは、原則として、事業終了後に経費の確定をしてからとなる。

（4）実績報告等

以下により必ず行うこと。

ア 経過報告

事業開始後、本事業に係る実施状況や活動実績等を記した報告書を月に1度作成（様式任意）し、県に提出する。

イ 随時報告

県が上記アのほかに、実施状況や活動実績等に関する報告を求めたときは、その都度応じる。

ウ 最終報告

事業実施後、事業参加者への定期的なアンケート調査等により、事業実施効果等を取りまとめ県へ報告する。なお、方法及び様式については、県と協議の上で決定する。

5. その他留意事項

（1）事業物品

事業を実施するために必要な機器・備品については、レンタル・リースを原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めない。

（2）秘密の保持

- ・提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について県に協議し、その了解を得なければならない。

(5) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は県に帰属する。

ただし、各事業者が開発した商品に関する権利は、各事業者に帰属するものとする。

(6) その他

- ・受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要性があると認められる場合は、県と協議すること。
- ・仕様書の記載のない事項については、その都度、県と協議して決定すること。
- ・業務の執行段階において、協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

別紙

「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」材料費等支給要領

(趣旨)

第1条 「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施にあたり、国補助金等に該当しないチームの材料費等について、上限45万円の範囲内で支給することとし、その支給についてはこの要領に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この材料費等支給の対象となる者は、「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施チームに属し、申請日時点において、いずれの国補助金等の交付対象条件に該当しない者とする。

(対象経費)

第3条 対象となる経費は、「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」に必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものとする。具体的には、材料費、外注加工費、知的財産権等関連経費、その他事務局が必要と認める経費とする。
ただし、同じチーム内の事業者間での契約等により発生する費用は含めないものとする。

(支給金額)

第4条 支給額は上限15万円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支給申請)

第5条 支給を受けようとするときは、「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」材料費等支給申請書(様式1)に証拠書類(請求書、領収書等の写)を添付の上、事務局に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 事務局は、前条の規定による支給申請書の提出があった場合には、その内容に係る書類の審査、現地調査等により、適当と認めたときは材料費等の支給を決定し、直ちに支給するものとする。

(支給の取消し)

第7条 事務局は、支給申請者がこの材料費等支給を他の用途に使用し、支給申請書の内容に違反したときは、支給の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

様式1

令和 年 月 日

サウナ・スパ関連商品等開発支援事業 事務局 あて

所在地
申請者 名称
代表者 印

「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」材料費等支給申請書

標記について、「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」材料費等支給要領に基づき下記のとおり申請します。

記

1 チーム名

2 実施計画名

3 申請額

(1) 支給対象額 円
(2) 支給申請額 円

4 申請理由

5 対象経費（証拠書類を添付のこと）※該当するものを○で囲んでください。
材料費、外注加工費、知的財産権等関連経費、その他（ ）

6 振込先

金融機関名	
本・支店名	
種別・口座番号	
(カナ) 口座名義	

7 誓約 ※申請にあたり問題がないようでしたら、□にチェックを付けてください。
□ 私は、上記申請内容に虚偽がないことを誓います。